

下記の業務委託について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和6年5月31日

静岡県知事 鈴木康友

1 入札執行者

静岡県知事 鈴木 康友

2 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県危機管理部危機政策課

電話番号 054-221-3596

3 入札に付する事項

(1) 入札番号

危政第49号

(2) 委託業務名

令和6年度「わたしの避難計画」普及事業に関する原稿作成業務委託

(3) 業務概要

「わたしの避難計画」普及事業に関する原稿作成

(4) 業務期間

契約の日から令和7年3月17日（月）まで

4 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県における物品調達等に係る競争入札参加資格を有する者であること。

(3) 静岡県における物品調達等に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(6) 静岡県における物品購入等に係る競争入札参加資格者の一覧表のうち「一般印刷」に登録がある者であること。

(7) 静岡県内に本社又は営業所を有していること。

(8) 静岡県の全県で業務に対応出来る者であること。

5 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

公告の日から令和6年6月5日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(2) 配布場所

上記2及び申請書類等ダウンロードサービス（静岡県公式ホームページ電子行政サービス）

(3) 配布方法

無料で配布する。

6 入札参加資格確認申請書等の提出

この入札に参加を希望する者は、4(1)～(8)に掲げる事項を記載した書類（入札説明書に定める入札参加資格確認資料等）を令和6年6月6日（木）午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に入札説明書等の交付場所に提出しなければならない。

7 入札執行日時等

(1) 入札執行の日時

令和6年6月19日（水）午前10時

(2) 入札執行の場所

静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県庁別館5階 危機管理センター（東）

(3) 入札方法

総価による。入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

- ア 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- イ 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとする。
- ウ イの同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に係る職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

(7) 契約書作成の要否

要

8 その他

- (1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 詳細は入札説明書による。
- (3) 県と契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出すること。
- (4) 契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせるときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出させ、その写しを提出すること。